



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

大金をあげる？知らない人からのメールは無視！

障がいのある女性の携帯電話に、知らない人から「1,850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください。」とメールが届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが、手元になく「1万円を振り込まないとお金がもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。(50歳代 女性)

【ひとこと助言】

携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。知らない人からのメールは無視する等、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォン等の設定で予防もできます。家族や周りの人は、変わった様子はないか等、日ごろから気を配りましょう。同様の手口に再度だまされてしまうこともあるので、何度も繰り返し注意をする必要もあります。

見守り 新鮮情報②

まだまだ多い物干しぎおの移動販売トラブル

物干しぎおが古くなったので、車で近所を回っていたさおだけ屋を呼び止めた。値段を聞くと「ニーキュッパ」だということで、2,980円だと思い2本注文した。業者が長さを測って切った後、59,000円を請求してきた。1本29,800円だった。切ってしまった後なので断れないと思い、仕方なく支払った。(60歳代 男性)

【ひとこと助言】

物干しぎおの移動販売に関する相談が依然として寄せられています。販売価格を明確に伝えられないまま、作業後に高額な請求をされるケースが多く見られます。購入前に「1本〇〇円」と明確な販売価格を確認しましょう。領収書が渡されない、連絡がつかない等、返金交渉が困難なケースもみられます。納得できない場合はその場でお金を支払わないようにしましょう。無理やり支払いを求められた場合は、周囲の人や警察に助けを求めましょう。車のナンバーを記録しておくのもよいでしょう。契約の取り消しが可能な場合もあります。

国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

